

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、こんにちは。ちょうど眠たい時間でありませけれども、ちょっと大きな声で質問させていただきますので、目を覚ましていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

午前中、うちの同僚議員も質問に立ちましたけども、この中でサポートセンターの養成講座、今月の8日、11名受けまして、私も参加させていただいて、1日養成講座、資格をとらせていただくことになりまして、市長のほうから養成講座の卒業証書をいただきまして、ありがとうございます。無事に、試験も通ったようでございまして、若い方が一緒におりまして11名受けまして、今度また10月にその養成講座あるようですので、皆さん、1日受けて、お年寄り、これからの地域連携でやっていくために、ぜひこの講座を受けていただいて資格をとっていただくと。私も70歳超えても、まだ資格をとりに行きまして、市長から証書をいただきました。そういうことで、きょうはそれにも関連をしまして、1項目め、成年後見人制度の促進基本計画ということで、これも含めまして、引き続き質問させていただきますと思います。

それから、二点目につきましては、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園ということで、2項目質問させていただくということで、よろしく願いいたします。

一つ目につきましては、成年後見人制度利

用促進計画についてでありますけれども、この計画は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律ということで、平成28年の法律第29号の趣旨にのっとり、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、後見人制度利用の促進、審議会を設置することによって、成年後見人制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。市は成年後見人制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し実施する責務を有するというもので、市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定するにあたっての三つの点についてお聞きをしたいと思います。

一つ目は、利用者がメリットを実感できる制度運用の改善。

それから、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり。

三つ目には、不正防止の徹底と利用しやすさの調和ということで、この三点についてお聞きをしたいと思います。

この法律につきましては、既に制度としては平成12年あったわけなんですけれども、なかなか前向いて進まないということで、昨年28年度に法律を改正されて5カ年計画で進められていくということになります。その三つの点について本市としての考えをお聞きしたいと、このように思います。

それから、次に、2項目めでございます。橋本市公私連携幼保連携型認定こども園についてであります。これについては七点ほどお聞きをしたいと思います。

一つ目は、山田地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用について問うということ

であります。

二つ目には、学文路地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用について問う。

三つ目には、地元の説明についてはどのように進めているのか。また、保護者会等の話し合いについても重ねてお聞きをしたい。

四つ目には、建設、解体については、地元業者の育成の立場から公正かつ適正に選定することに配慮されているかどうか、これを問う。

五つ目は、法人の応募にあたっては、条例に基づいて規則、要綱を定めて応募されていると思いますが、中身を説明されたい。

この条例については、先日、11号議案ですか、この条例が通っておるわけなんですけども、我々議会としても通したわけなんですけど、その規則、要綱については説明を受けておらないので説明してほしい。

六つ目は、今後のスケジュールについて、建設、解体も含めて問うということでありませう。

それから、七つ目は、市内の幼稚園、保育園、こども園を含めた、今現在、運営されている法人の事業者に連携認定こども園についての十分な説明がなされているのかどうかということで、この七点をお聞きしたいと思います。

以上で、壇上での質問といたします。

議長の許可を得ましたので質問に立つということと言うのを忘れていまして、ごめんなさい。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君の質問項目1、成年後見制度利用促進基本計画に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）成年後見制度利用促進基本計画についてお答えします。

成年後見制度については、高齢化等の進展に伴い、認知症の発症者の増加等が懸念される中で、権利擁護の観点から、成年後見制度活用の必要性が高くなっていくと認識をしています。本市においても、第2次橋本市地域福祉計画や第2次橋本市障がい者計画、橋本市高齢者保健福祉計画に、高齢者や障がい者の権利擁護として、成年後見制度の活用を位置づけているところです。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為等を第三者がかわりに行う制度で、平成12年度からスタートしていますが、現在に至るまであまり多くは活用されておりません。しかしながら、今後、この制度の活用を必要とする高齢者や障がい者等の増加が見込まれることから、利用を促進するため平成28年4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布されました。その中で、国や地方自治体等の責務、促進するためのポイント、基本計画の策定、促進のための体制整備などが規定されています。

ご質問の三点のポイントである、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底や利用しやすさとの調和などの観点に立ち、国の成年後見制度利用促進基本計画に沿って制度利用促進に取り組んでいくこととなりますが、本市としては、成年後見制度の周知を図ることから着手したいと考えています。

そのためには、この制度の運用にかかる人材や機関などの地域資源の確認、地域における同制度の利用実態を把握する必要があると考えます。その上で、関係者にネットワーク化を働きかけ、地域の関係者による協議を通じ、制度に関する共通認識、共通理解を形成する必要があると考えています。

国の基本計画が示す工程表では、市町村においても5年以内に計画の策定に努めることと規定されています。本市としましては、成年後見制度の活用が今後ますます必要となってくるとの認識のもと、国・県からの助言等を踏まえ、先行事例などを調査し、関係機関との連携のもと計画策定も含め、地域の実情に合った成年後見制度の促進方法を研究いたします。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君、再質問ありますか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）福祉部長、今、丁寧な答弁がありましたんですが、今まで平成12年から進めておられるわけなんですけど、本市において、この後見人制度に合わせて実施はしているものの、年間だいたい件数としたら何件ぐらいご相談があるかというのは、ちょっとわかりませんか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実際、本市の場合、この成年後見制度への問い合わせにつきましては、福祉課障がい者関係、それと、高齢者のいきいき長寿課、二つの窓口がございます。具体的に何件という件数は記録として残しておりません。ただ、その相談の中で、一定の条件、例えば、生活保護でありますとか、身寄りがいらっしゃらないとかというときには、市長の申し立て制度を活用しております。その実績としては、現在9件、福祉関係で4件、いきいき長寿課で5件であったと思います。9件が今、申請をしております。

実は、件数、実績について、現在、これは家庭裁判所が指定するわけなんですけれども、橋本市の何件ありますというデータの提供、ありませんかというふうに問い合わせ中です。ただ、家庭裁判所としては、現在、市町村ごとに資料を出していくことについては、今、

検討していますという話でございました。

ただ、和歌山県下では、だいたい毎年200件から250件程度があるというふうに聞いてございます。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）現在、当市に相談があるのはだいたい9件ぐらいということで、ただ、30事業所、市内に福祉関係の事業所がたくさんあるわけなんですけども、事業所が要するに相談窓口になってというところもかなりあるんですけども、私も福祉関係に携わっている一員でもありますので、年間やっぱり3件ぐらいは相談に来て、弁護士等を紹介をし、そして裁判所を通じて後見人制度にのっとって、要するに、うちらに来るのは認知症とかそういう方が多いわけなんですけども、これからはやっぱり重度な障がい者の方々とか、高齢者がどんどん増えてくるわけなんですけども、ここで、当局だけでは無理かと思いますが、今ちょっとお配りさせていただきました、地域連携ネットワークづくり、イメージ的なものを一応お配りさせていただいたんですけども、こういうことで社会福祉協議会も含めて、この間も橋本市の民生委員の会長ともお話させていただいたわけなんですけれども、そこでは、ぜひそういうネットワークづくりについて、後見人制度についての講習というか、講演というんですか。専門的なNPOでやっている、県のビッグアイでやっているそういう方々も講師に呼んで、民生委員もぜひ講演なんかもいっぺんやってほしいよという意見も聞いておられるわけなんですけれども、そういうことで取り組んでいくについて、十分やっぱり市民の皆さんに知っていただかなあかんということで、そういうことを計画に入れていくことができやんもんかどうか、いっぺん福祉部長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）本市といたしましては、壇上から答弁差し上げたとおり、まずは制度の周知から着手したいと考えております。私どものカウンターの前にも、実はこの制度のパンフレットを置いております。が、担当者等々の聞き取りによりますと、あまりこれを持っていく人は少ないよというふうな話がありました。まず、周知ということで、実際、各団体等のイベント、あるいは私どもの広報媒体、ホームページであるとか、広報紙であるとかというのを通じて、成年後見制度というまず言葉から、できるだけ多く発していきたい。問い合わせされる方の中にも、こういう制度があるらしいけれどもどんな制度ですかというふうな問い合わせもときどきあります。

ただ、この制度につきましては、本来純粋な法律の制度から出発しておりまして、実際、現在に至りますと、法律的な財産管理や契約行為以外の、いわゆる生活支援部分、福祉のサービス部分にまで及ぶというふうなことも広がってきております。そういうようなことから、実際、今ここで資料をいただいております、こういうふうなネットワークづくりというものを内閣府のほうから進めてられるということで、その次に我々がしていかなければならないのは、我々の地域の中で、このネットワークのイメージ図に書かれておるような、どういうふうな機関の方々があって、どんな取り組みをされておるのか、それをまず実態調査したいなというふうに考えております。

そこから、こういうネットワーク化を働きかけていく、こういう手順で進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ということで、やらなんことぎょうさんあるんやけども、今、部

長がおっしゃったように、そういったネットワークづくりをするための進め方というんですか、そういったものが各自、それぞれのチームワークをきちっとつくっていくということ。まだ、少なからずではあるんですけども、そういう市の成年後見人制度の利用促進するための条例というものが、これからどんどん作成していかなあかんと思うんやけど、そういったものも研究をして、5年以内をめどに条例化をしていくということもやっていかなあかんと違うかと思うんやけど、これ、条例をつくっている市もあるんやけど、そういうことと、それから、問題はやっぱり事務的な負担というのがこれからかかってくるんで、国のほうとして創立はできたものの財政的な事務負担、事務的な負担をどういうふうにしていくかというのは、まだはっきりされていないということも県のほうでは伺っておりますけれども、県のほうからのそういう依頼というんですか、そういったものについては、まだやってきておりませんか。

それと、条例をつくることについてと、二点。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）県のほうからは、内閣府のほうがこういうことを考えられていまして、市町村においても、5年内をめどに基本計画を立てるように努めることということが示されていますよという、そういう趣旨の連絡はいただいておりますけれども、具体的な取り組みについて、まだ何ら示されていない状態でございます。

それと、条例化につきましては、まだ何ら示されておられません。実際、私どもが現在運用しています市長申し立てにつきましても、要綱において運用しておるところでございます。そこらあたりは先進地の事例等を研究しながら、今後、検討していきたいというふ

うに考えます。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）そういうことで、一応、成年後見人制度促進基本計画の工程表というのは、国が勝手にこれ、つくっているのか知りませんが、ちゃんとできています。まずやっぱりこの後見制度の一番大事なところは、成年後見人の権利制限の処置ということで、要するに、個人のやはり人権、尊厳、生きていくための、そういうところから始まって、やっぱりちゃんとした権利制限の処置というんですか、そういったものが既にこの29年、30年から工程表に従って33年度までの期間ということになっておるわけなんですけれども、県でお聞きしますと、だいたい9月中に各市町村へおろしていくというようなこともちょっと聞いております。そういうことで、県と連携をして、これからはそういう形で、先ほど私が申し上げたネットワークづくりから始めていって、そして、本市の高齢者、障がい者のそういった福祉も含めた、先ほど部長がおっしゃったように、福祉のほうへも、後見人制度の内容そのものはそういうふうに変わってくるということですので、法的な面も含めて、皆さんで一応勉強し、進めていってほしいということですので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

これについては、できるだけ早く県と連携をして、本市もやっぱり取り組んでいくように申し入れをしたいと思えます。

最終もう一度、部長の答弁願います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）県等の連携、国・県等との助言をいただきながら、遅れることのないように取り組んでいきたいと考えます。

○17番（井上勝彦君）1項目は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、公

私連携幼保連携型認定こども園に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）橋本市公私連携幼保連携型認定こども園についてお答えします。

一点目の山田地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用についてのおただしですが、（仮称）山田こども園については、平成33年4月の開園を予定しており、平成32年度に現在の柏原保育園を解体し、新園舎を建設する予定です。

現時点の計画上の見込額としましては、用地買収費に約4,100万円、旧園舎解体費で約1,700万円、新園舎新築工事等で約3億5,200万円、合計で約4億1,000万円となります。このうち国費が約1億3,400万円、市費が約1億3,800万円、法人負担が約1億3,800万円となっています。

次に、二点目の学文路地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用についてお答えします。（仮称）学文路こども園については、平成31年4月の開園を予定しており、平成29年度に旧学文路中学校校舎を解体し、平成30年度に新園舎を建設する予定です。見込額としましては旧校舎解体費で約1億4,000万円、体育館の消防施設・電気設備整備費で約2,000万円、新園舎新築工事で約2億3,000万円、合計で3億9,000万円となります。このうち国費が約9,000万円、市費が約2億円、法人負担が約1億円となっています。

三点目の地元の説明についてはどのように進めているのか、また、保護者会等の話し合いについても重ねて問うというご質問についてお答えします。

地元への説明につきましては、4月25日に学文路地区区長会、5月2日に山田地区区長

会、8月4日の橋本市区長連合会理事会で説明しています。また、(仮称)学文路こども園地元説明会は9月14日、(仮称)山田こども園地元説明会は9月29日に予定しています。

また、保護者会への説明につきましては、5月13日に関係する6園の保護者会長に説明した後、保護者説明会に入りました。7月1日、11日に学文路幼稚園、清水幼稚園及びしみず保育園の保護者を対象とした説明会、7月2日、6日に岸上保育園、柏原保育園及び山田保育園の保護者を対象とした説明会を実施し、当日、欠席者への説明及び再質問の要請により、7月15日に柏原保育園保護者説明会、8月21日、27日に山田保育園保護者説明会、8月26日に学文路幼稚園、清水幼稚園、しみず保育園保護者説明会を実施しました。

保護者の方からいただいた意見としては、急なこども園計画に対するとまどいや、今の園児全員が卒園した後にこども園へ移行してほしいとの希望、現保育士のこども園での採用、給食のアレルギー対応などに関する意見、質問が多く出されました。これらの意見、質問についてはできる限り懇切丁寧に説明をしましたが、中にはご理解いただけない保護者がいたことも事実です。しかし、園舎の老朽化や少子化問題に対処するには、今回のこども園計画を着実に推進することが適切であると考えています。

次に、四点目の建設、解体については、地元業者の育成の立場から公正かつ適正に選定することに配慮されているのかというご質問についてお答えします。

橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要項の中では、建築工事の請負業者の選定に関しては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」という国の通達により適正に行うこととなっています。

今回の工事としては、大きく分けて旧学文路中学校の解体工事、(仮称)学文路こども園の新築工事、柏原保育園の解体工事、(仮称)山田こども園の新築工事の四つに分けて法人が業者選定を行う予定ですが、今までの私立保育園の建設等では、市内業者を2社以上入札参加させることを指導しており、指名競争入札時には、こども課長他1名が立ち会っています。今回も同様の指導を行います。

なお、解体工事の業者選定にあたっては、現在、市が行っている業者選定基準に基づき指導してまいります。

五点目の法人の応募にあたっては、条例に基づいて規則、要綱を定めて応募されていると思いますが、中身を説明されたいとの質問にお答えします。

今回の公私連携法人の募集は、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要項を定め、本市で初めてとなる公私連携型によるこども園整備であり、市有地を30年以上貸し出すこととなるため、社会福祉法人または学校法人であって、橋本市内において保育園または幼稚園もしくはこども園の運営実績がある法人から公募しています。

当該募集要項の主な事項は、応募資格についての事項、三者協議会の設置に関する事項、市有地の無償貸与に関する事項などを定めた、公私連携協定を締結すること、法令等を遵守したこども園の運営に関する事項、こども園の就学前教育・保育に関する条件、公私連携法人としてふさわしくないと認められる場合指定取り消しなど、公設民営時の指定管理者公募要項と同程度の必要な事項を定めています。また、(仮称)山田こども園・(仮称)学文路こども園の新築並びに柏原保育園及び旧学文路中学校校舎解体に関することについても定めています。

六点目の今後のスケジュールについて、建

設・解体を含めた予定についてお答えします。

今後の予定ですが、9月12日から9月29日まで、法人の応募書類の受け付けを行います。10月から11月にかけて橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会による公私連携法人候補者の選定を終え、12月上旬に協定書を締結する予定です。

旧学文路中学校の解体は平成30年1月から着工予定、(仮称)学文路こども園の新築工事は、平成30年6月頃の着手、柏原保育園の解体及び(仮称)山田こども園の新築工事は平成32年度となる予定です。

七点目の市内の幼稚園、保育園、こども園を運営されている法人の事業者には十分説明がなされているのかとの質問にお答えします。

7月27日に応募資格のある全法人に個別通知で橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の募集についての文書を送付しました。

募集要項については、平成29年8月1日から8月18日まで橋本市のホームページ上に掲載しており、内容等については十分理解していただけているものと考えています。

○議長(岡 弘悟君) 17番 井上君、再質問ありますか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) 今、七点お答えいただいたわけなんですけれども、一点目、山田地域と学文路地域の建設予定、予算と解体費用についての中で、部長、国費が1億3,400万円、市費が1億3,800万円、法人が1億3,800万円となっています。それと、学文路保育園が合計3億9,000万円ですね。柏原が4億1,000万円ですか。そこで、学文路のほうは市費が2億円で、それから、柏原のほうは市費が1億3,800万円。結局、法人が学文路は1億円で、要するに、柏原が1億3,800万円と。2億と1億3,800万円の違いをちょっとお答え願いま

す。何で市費が違うんかという理由。

○議長(岡 弘悟君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 市の負担部分でございますけれども、やはり、これ、あくまでも現在の計画上の見込額でございますけれども、やはり(仮称)学文路こども園のほうは解体の部分、これについては1億4,000万円、この部分につきましては、あるいは体育館の消防施設、電気設備整備費2,000万円、この部分についても市が負担するということでございますので、やはり旧学文路こども園のほうは市費の負担が大きくなるということでございます。

○議長(岡 弘悟君) 17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) 理由として、今、挙げていただいたんですけど、国費が1億3,400万円、一方では、山田こども園、出るわけやな。結局、学文路は小さいさかいに国費9,000万円やけど、法人の負担割合が大きいほうが1億3,800万で、柏原がよ。ほいで、学文路が市が2億円出さんなんて。2億円ということは、3億3,800万円やしてな、両方で市が出すお金、負担せんなんのやけど、ほんで、それは連携型認定こども園ということで、1億3,800万円と2億3,800万が、要するに民間の事業者、今度やる事業者が受けて立ってそれを出さないかんということになっているんやと思うんやけど、合計8億円ですな。8億円でしょう、計算したら。その2億円と1億円の、学文路については、要するに解体工事が高くつくので、市の割合が増えたということや。それも含めて、どういう計算の仕方をしとんのや私はわかりませんけれども、要するに8億円要ると。

そこで、この2園を計画しているわけなんですけれども、市が出す、要するに、3億3,800万円、これについてはどこから出そうと計算しとるんですか。借金か、あるいは。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）これは合併特例債を活用と、一部除却については除却債を活用という予定です。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）合併特例債を使ってということですね。要するに、合併特例債はあと何ぼ残っておって、これに使ったら何ぼ残りになるか、ちょっと計算わかりませんか。

○議長（岡 弘悟君）財政課長。

○財政課長（小原秀紀君）合併特例債の今時点の残額は8億2,000万円程度ですので、こちらのこども園に、仮に3億4,000万円を使いますと、4億8,000万円ですか、そういった残額になります。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ということは、合併特例債も既にもう大方使い果たしたということないけど、使わなきゃあないんやろうけども、なくなると。聞くところによると、今度、学文路公民館、また合併特例債を使うというような話もちょっと耳に入ってんのやけども、そうなってくると、合併特例債は、これからそれ以外に使えないということになってしまいうね。そういうことになるでしょう。それはきょうの質問外やからのいときましよう。

続いて、ちょっと三点目に行きます。三点目につきましては、説明会はいつものようで、区長会に話をした。山田地区区長会、それから連合会。連合会といたら、8人ほどですな、理事。それで、地区の区長だけで説明2回してある。してあるけども、地元の説明会になつとるんかどうか。みんなのものになっているんかどうかというのはちょっと気にかかるところでありますんやけども、これから9月14日と9月29日の2回で、地元の皆さんに十分説明ができるんかどうかということも、ちょっといろいろ気にかかるところなんです

けども、連合会の区長会で区長に話をしたら話は済んでるよということでは、このこども園計画については不思議に思うんだけど、そこらをいっぺん説明してください。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）答弁でも申し上げましたとおり、まず、地元の地区区長会、それから、区長連合会、理事会でご説明して、これから9月14日、29日に地元の説明会を行う予定でございます。実際、私どもといたしましては、やはり地元の区長会で、まず初めの感触というか、そういうのを伺いたいという気持ちがありました。そこで、その時点で行く行く地元説明会も当然行ってまいりますというふうなスケジュール的なこともお話し、地区区長会で出されたご意見等も踏まえながら、地区の地元説明会に臨んでいきたいということで、そこでは、メリット、デメリットなんかも十分説明し尽くしながら、法人決定後の協定の内容でございますとか、あるいは、区長会で出されたいろんなご意見についても十分お答えをできる限り準備して、万全な体制で説明会に臨みたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）新しい試みで、要するに、公私連携幼保連携型認定こども園、今までのこども園でしたら何園かやっているの、それなりに市民の皆さんもある程度認識されている。新しい、大方民間の経営ということになってくるので、やっぱり心配するんで、十分な説明を地元にもおろして、そして保護者会にも何日かやってあるけども、保護者会に対しても、やはりきちんとした説明をして、やるのが大事かなと思うわけです。うまくやっていくについては、後で文句が出てきたときにややこしくなるということであるんで、ほいで、連合会で説明したら、あと募集かけ



たらええわという、9月か、募集かけてるわ、もう法人の。かけてないかな、まだ。要するに、選定、決めていくというんか、応募しているわけやろ。そうなってくると、十分説明もして、それでよろしいよというようなことでなってから応募すればええんやけども、結局、十分に地元説明も行わずして応募しとるとするのは、ちょっとそこにも問題があると、私は思ってますんやけど、市としてはそういう形でよろしいと思っとんのかわからんけども、私はやっぱり議会でおるんで、責任を持って、お互い市当局とやっていこうと思ったら、やっぱり予算も通していかなあかんで、きちんとした説明をやって、お互いに前へ進めていくという形をとってもろた方がええと思うので、いろいろ聞きますと、そんなんあかんよという人らも大分おるみたいなんで、気をつけてきちんと説明していただきたいというように思います。

それから、四点目に入りたいと思います、時間がないのでね。地元業者育成ということなんですけども、これ、部長、市がかかわっていくことについて、今、言われている中では、入札については、解体工事については、現在市が行っている業者選定基準に基づいて指導してまいりますということになってますね。解体工事については、市が責任を持って、要するに、ちゃんと指導して行っていくよと。市の基準に基づいてやっていくということは、言いかえれば、解体については業者にはお任せせずに、結局、市がやっていくということですか。それははっきりお聞きしておきます。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）解体工事につきましては、あくまでも業者選定は法人が行うという仕組みになっております。これの経費につきましては市が持つという意味から、

この業者選定については市が行っている業者選定基準に基づいてうちが指導するということを申し上げている部分でございます。したがって、指示に近い指導というふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ちょっと理解。これから進んでいってうまくいった場合は、建築にも入ってくるんやろうけども、合計8億円の事業ですね。ハード面、入れ物をつくっていくんや、解体もして。で、裸にして30年土地を貸すんやろ。そうなってくると、その8億円の予算、市内の業者にできるだけやっぱりやってもらおうと、分けて。それが安い、高いの問題ではないと思うんやで。今まで、ちょっと安くしてもうたんやさかいにと行って、市外業者も入れて、2社だけ入れてと言ったって、競争やから、やっぱりよそから入ってくるのは安うでも落としていくわけやな。そういうことではなくて、地元業者をやっぱりきちんと育成していくという立場である以上は、そのお金をやっぱり市内に落としていくという。みんなが持ち寄って、みんながもうけて、技術を持ってんのやから、そやから、よそへ出さないようにちゃんと指導していく。指導していくということないけども、民間に渡すにしても、市が3億円あましも、4億円も金出すんやから、やっぱり市内業者にきちんとやらしてよと、やっていくようにしてくださいということ、指導というよりも条件をつけていくということできりゃ、具合悪いなと思うんやけど、その点について、部長の答弁ではあかんで、副市長か市長でもええけど、いっぺん副市長、ご答弁願います。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）先ほどからもご説明をさせていただいておりますように、工事につきましては、建物の建築工事と、それから、

解体に付随する工事と二種類がございます。建物の所有権は、これはあくまでも法人の所有になります。補助金は国からもございますし、市からもございますけれども、建物はあくまでも法人の所有でございますので、この部分については、業者の選定につきましては、以前からほかの保育園もこういう形でやっておりますので、それから、厚生労働省のほうからの社会福祉法人の取り扱いという通達も来ていますので、そういう形に沿ってさせていただきたいということでございます。

ただし、解体工事、それからそれに付随する工事につきましては、これはあくまでも本来、市でする工事であったところを日程等の関係もございまして、法人のほうでスムーズに事業が進むようにということでこういう形になっておりますので、これはあくまでも市の工事に準じた形での業者選定ということで、これは強く指導をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この辺で若干、工事の中身によって考え方が違いますので、それで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）半分わかったようなわからんような。副市長、解体についてはきちんと責任を持って地元でやってもらうよと。建築についてはしっかり頑張れよと、2社だけは地元の業者を入れるように努力して指導するよと、ほかも入れるでと。そういうことやなしに、やっぱり市内に何社もあるんやさかいに、市内の業者にやってもらえということできちんと言うていくということ言うてもらわな困るので、それをやらんと、別によそでもらわなんんことはない思うので、それをよろしく頼んでおきます。今、この場では答弁しにくいと思うけども、その方向でやってもらうと。

それと、もう一つ最後に、9園あるわけですが、募集をかけているのは市内の経験のある園というか、子ども園を持っている。ところが、ただ、今この説明では、9園についてはホームページ上でして、それで十分理解を得てるよという答弁やったけども、やっぱりこれからこども園9園が仲よく連携をしてやっていこうと思ったら、民間の事業者であるけれども、9園が一緒に同じ立場で子どもの保育をきちんとやっていくよという、きちんと説明を行うべきやと思うので、不安な気持ちもあるかと思うので、取り合いになったら具合悪いから、子どもを。そういうことのないように、ちゃんと指導というんか、説明をしていくということが大事かと思うので、その点についても、きちんとやるかどうか、部長、簡単にええさかいに、答弁願います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今回の応募につきましては、壇上から答弁差し上げたとおり、各法人さんに文書でこういうのを行いますと、まず案内を出しています。ホームページを見てくださいということで、皆さん、見られていると思います。質疑があれば当然質疑期間をとって、そういうことでございますので、理解はしていただいているというふうに考えております。

次に、議員おただしの、今後の保育、教育サービス供給、これからの話でございますけれども、それにつきましては、やはり、今、定期的に園長会というのを開催しまして、一定の情報交換、情報共有を図っております。民設民営の法人の方につきましても、年3回程度懇談会という形で、情報提供あるいは情報交換等をやっております、これは引き続き行っていきたい、強化していきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）それはそれできちんと説明をやっぴりできるだけ早くやってほしいと。それと、今、募集をかけておりますけれども、規則とか要綱で、2園一括でという応募をかけていますわ。ところが、法人が2園も受けて、2億3,000万円出さんのやからね。そやから、なかなか9園の中で2億3,000万円も出してというようなことは、恐らく応募に乗ってこないかもわからない。そんな場合はやっぱり2段階で、1園ずつ分けてでも法人に募集をかけていくということも計算に入れとかんと、1園やったらいっぺんやってみようかという園もあるわけですわ。ところが、2園というたらね、なかなか百二十何ぼ、63人と、約200人、200人にちょっと切れるんやけど、2園建設一括という、そういう規則、要綱で縛ってあるけども、それはなかなか9園の今経営している業者は、業者さんと言ったら悪いけども、保育園を持っているこども園はなかなか乗ってきにくいと思うので、今月末までに募集がもし乗ってこなんたら、1園ずつ分けてでもやってもらう方向で進めてほしいと思うんですが、それについてどなたでもいいですけども、副市長。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）これは議員とちょっと考え方が違うんですけども、何で2園を一括でということになってきたかと申しますと、逆に、初期投資の部分は確におっしゃるとおりかと思うんですけども、長い目で経営ということを考えますと、小規模園については

かなりこれから少子高齢化ということで、子どもも減ってくる関係で、需要予測をいたしますと、運営がしんどいところも出てくるのかなということもあまして、2園セットですと、まだ片方で余裕を見ながら、片方でもし赤字になったとしても運営を続けていただけるのかなということもございまして2園という設定をさせていただいたわけですので、逆にこれが1園ずつ、応募がなければそういうことも考えていかなければならないかもわかりませんが、ちょっと経営的に見通しのしんどい園について残ってしまうということがあると、それは市にとっては困ったことになるのではないかとこのように考えておりますので、こういう形で募集をさせていただいたところです。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）それでは、今回はこれくらいにしまして、納得いかなんたらまた12月にやらせてもらいますので、しっかりと調査研究をして良い方向に進めていただくようによろしく願いいたします。

終わります。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時00分 休憩）